

公益社団法人熊本県浄化槽協会 備品貸出管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）の備品の貸出し管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 この規程に基づく備品の貸出しに関する管理者（以下「管理者」という。）は、本協会事務局長とする。

(貸出し対象備品)

第3条 貸出しの用に供する備品は貸出備品表（別紙1）により定める。

(貸出し対象者)

第4条 管理者は、次に掲げる団体または個人に対し貸出すものとする。

- (1) 本協会会員
- (2) 行政機関
- (3) その他、管理者が適当と認める団体または個人

(貸出し制限)

第5条 管理者は、貸出す備品の使用目的が次の各号に該当すると認める場合は、貸出しを制限することができる。

- (1) 営利を目的とする恐れがあると認める場合
- (2) 特定の政党または宗派に利用される恐れがあると認める場合
- (3) その他、管理者が適当でないと認める場合

(借用申請書)

第6条 備品を借受ける者（以下「借受者」という。）は、借用申請書（別紙2）を使用期日の1週間前までに管理者に提出し許可を受けなければならない。

2 申込者が多数の場合は、管理者が相談の上調整を行う。

(貸出し期間)

第7条 備品の貸出し期間は原則として14日以内とする。

(借受者の任務)

第8条 借受者は、借受けた備品を使用するにあたり、次の事項について留意しなければ

ならない。

- (1) 借受けた備品に破損等がないよう適切に使用すること。
- (2) 借受けた備品の紛失、盗難等がないよう適切に保管すること。
- (3) 借受けた備品を許可なく他に転貸しないこと。
- (4) その他善良な管理に努めること。

(使用料)

第9条 備品の貸出しに係る使用料は無料とする。但し、備品の運搬及び設置に要する経費は借受者の負担とする。

(返却)

第10条 借受者は備品の借用期間が満了した場合は速やかに返却しなければならない。
2 備品の返却に要する経費は借受者の負担とする。

(弁償)

第11条 借受者は、借受けた備品を故意、過失により破損若しくは汚損した場合はその弁償の責を負うものとする。
2 借受者は前項に規定する事実が発生した場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定める。

(付則)

この規程は平成23年2月28日から施行する。